

被害者
急増中!!

悪質な訪問販売にご注意ください!!

悪質な訪問販売は、突然家にやって来て、よく考える時間も与えずに契約をせまってくる。一度家に上がりこむと、断ってもなかなか帰ってくれない悪質な業者も少なくありません。



事例 1

ある日突然、家に「消防署のほうから来ました」と制服姿の人が来た。信用してドアを開けると、「消防法で一般家庭にも火災報知器の設置が義務があり、つけていないと罰金をとられる」と言われ1万円で購入させられた。

事例 2

「近くで耐震補強工事をやっているついでに無料で点検しますよ」と声をかけられた。軽い気持ちで見てもらおうと「次に地震が来たら崩壊する。今すぐ耐震工事が必要」と言われ「今日だけ特別価格だから」としつつも契約をせまってきた。

だまされない
ためのポイント



● 予定外の訪問者に対し、安易にドアを開けない。

● 「今すぐ契約を」とせまれても、その場では絶対に契約せず、家族や知人に相談する。

● 訪問販売で契約させられてしまっても、法律で定められた期間内であれば「クーリング・オフ」制度により無条件で契約を解除できることがあります。

佐賀県南西部消費者行政連携協議会
(鹿島市・嬉野市・太良町)



利殖商法にご用心!



事例

知人から「とある海外の企業に投資すれば簡単にもうかる」と誘われ、500万円出資した。最初の3カ月は配当金が支払われたが、その後配当がなく、不安になって知人に連絡してみたが、連絡が取れない。

対策ポイント



●投資で「値上がり確実」「元本保証」などと宣伝することは法律違反。

●投資や利殖など、仕組みが複雑なものは納得できるまで詳しく調べる。



食品ロスを減らしましょう!

まだ食べられるのに捨てられている食べもののことを「食品ロス」といいます。家庭から出る食品ロスは年間200万～400万トンの食品ロスが家庭から出ています。

私たちが できること

- 食材は必要なときに必要な分だけ買う。
- 食べ残しをせず、余った食材も活用する。
- 消費期限の前であれば、賞味期限が過ぎていてもすぐに捨てず、見た目やにおいなどで個別に判別してみましょう。



困ったとき、悩んだときは
**どこでもすぐ
にご相談ください!**

消費生活相談窓口などの業務について、鹿島市・嬉野市・太良町の3市町による連携協議会を運営中です。

協議会では、同一の消費生活相談員が3市町に設置する窓口を巡回しますので、複数回に及ぶ相談にもスムーズに対応することができます。

相談日	消費生活相談窓口	電話番号	相談場所
月曜日	鹿島市	0954-63-3412	鹿島市民会館 1階 サロン
火曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市中央公民館(塩田町) 2階 第4研修室
水曜日	太良町	0954-67-0312	太良町総合福祉保健センターしおさい館 1階 栄養指導室
木曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市役所嬉野庁舎 1階 相談室
金曜日	鹿島市	0954-63-3412	鹿島市民会館 1階 サロン

●相談受付時間は9:30～16:00(12:00～13:00は除きます)

●土、日、祝祭日は佐賀県消費生活センター(☎0952-24-0999)が対応します。相談時間 9:00～17:00

●消費者ホットライン☎188に電話すると、お住いの近くにある相談窓口につながります。